

○防衛施設庁告示第八号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十二条の規定に基づき、防衛施設庁長官の指定する施設として次のものを指定したので、同令第十九条の規定により、告示する。

昭和五十一年六月二十九日

防衛施設庁長官 齊藤 一郎

商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設（音響による障害の緩和を必要とする施設に限る。）